仕 様 書(案)

1. 事業名

令和6年度石川県オセアニア誘客現地PR事業

2. 事業目的

石川県は歴史・文化・伝統工芸が残ることから、欧米豪からの旅行者の割合が高く、加えて、欧米豪からの訪日旅行者は、潜在需要が大きく、伸びしろが期待できることから、欧米豪を重点市場の一つとして位置付けている。

持続可能な観光地としていくためには、消費額の拡大や滞在日数の増加を図ることが重要である。そのためには、当該市場の旅行者のニーズを踏まえながら、本県の魅力ある観光資源を 戦略的かつ効果的に発信するためのプロモーション事業を展開する必要がある。

本事業ではオセアニア市場において、本物の日本が体験できる観光地としての本県のブランドを構築するとともに、現地の潜在的な訪日旅行者に向けて、現地マーケティング会社を活用 し外国人目線での情報発信を行うことで、認知度の向上と誘客促進を図るものである。

3. 対象市場

オーストラリア

4. 事業内容

本事業の実施にあたり、県への連絡は、日本語で行うこと。また、公式に出す現地語の文章は、当該言語のネイティブもしくは同等の能力を有する者が作成すること。

(1) 旅行業界向けマーケティング

対象市場のマーケティング会社による現地旅行会社への働きかけを行い、本県の周遊型旅行商品の造成を図る。

実施時期:令和6年6月~令和7年3月

①セールスコール

ア 訪問社数:10 社以上(ツアーオペレーター6 社以上を含むこと)

イ 業務内容:

- ・セールスコールの企画、進行、管理、運営を行うこと。
- ・現地旅行会社及びメディアへの影響力が大きい現地マーケティング会社を選定すること。
- 活動方針を含む年間計画表を作成すること。
- ・現地マーケティング会社との連絡調整を行うこと。
- ・現地旅行会社に対し周遊型旅行商品の造成の働きかけを行うこと。その際、金沢以外の 地域も周遊コースに含まれるよう働きかけを行うこと。
- ・現地旅行会社に本県の観光についてレクチャーを行うこと。またそのための資料を作成 すること。(セミナーや e ラーニング、バーチャルツアーを想定。)
- ・現地マーケティング会社が実施状況の記録、セールスコールを効果的に実施できるよう 支援を行うこと。
- ・現地の社会情勢上、セールスが困難な場合は、本県との協議の上、セールス手法を変更 することとする。
- ②旅行会社商品造成・送客へのフォローアップ
 - ・現地旅行会社等へ随時連絡を取り、商品造成及び送客状況の把握を行うこと。
 - ・本事業により造成するツアー本数は、金沢以外の石川県内の観光地を含むコース2本以上とする。
 - ※事業開始前に造成されていたツアーは含めない。

- ③商品在庫レポートの作成
 - ・対象市場の旅行会社各社が本県をどのような地域として位置づけ、販売しているかについての調査を行い、報告すること。
- ④その他マーケティング活動
 - ・委託金額の上限内で実施可能な、本県の周遊型旅行商品の造成に向けたその他のマーケティング活動(例:旅行会社スタッフへのトレーニング、ニュースレター配信、商談会への出展、イベントへの参加、旅行会社招請等)を実施することとし、活動内容・回数等について提案すること。
- ⑤実施状況の報告
 - ①~④の実施状況について、
 - ア 半期ごと(10月、3月)に本県に報告書を提出すること。
 - イ 本県と原則2ヶ月ごとにミーティングを行うこと。
 - ウ 現地マーケティング会社も交えたミーティングを半年ごと(9月、2月)に実施し、本県のマーケティング方針・方法に関する協議・助言を行うこと。メディア向けマーケティング担当とのミーティングと合わせて実施することも可とする。

(2) メディア向けマーケティング

(1)にて選定した現地マーケティング会社が現地メディアに対し本県の観光魅力を紹介する記事掲載の働きかけを行う。

実施時期:令和6年6月~令和7年3月

①メディアセールス

ア 対象媒体数:10 媒体以上

- イ 掲載目標数:15本以上(20ワード以上の記事)
 - ※全掲載本数のうち、金沢以外の地域を含むものの掲載が 10 本以上となることを目標とする。
- ウ 業務内容:
 - ・メディア訪問の企画、進行、管理、運営を行うこと。
 - 現地マーケティング会社との連絡調整を行うこと。
 - ・活動方針を含む年間計画表を作成すること。
 - ・事前に対象市場の一般消費者ニーズの把握を行いその結果を上記活動方針に反映させる こと。
 - ・代表的な観光地だけではなく周遊型観光も含めた内容の記事掲載の働きかけを行うこと。
- ②その他マーケティング活動
 - ・委託金額の上限内で実施可能な、本県の記事掲載に向けたその他のマーケティング活動 (例:セミナー、ニュースレター配信、記事広告、商談会への出展、メディア招請等)を 実施することとし、活動内容、回数等について提案すること。
- ③実施状況の報告
 - ①~②の実施状況及び記事掲載状況について、
 - ア 半期ごと(10月、3月)に本県に報告書を提出すること。
 - イ 現地マーケティング会社も交えたミーティングの機会を半年ごと(9月、2月)に実施し、本県のマーケティング方針・方法に関する協議・助言を行うこと。旅行会社向 けマーケティング担当とのミーティングと合わせて実施することも可とする。

(3) 現地セールスコールの実施

オーストラリア国内において、県職員によるセールスコールを実施する。

ア 実施時期:令和6年度(2泊以上)

JNTO シドニー事務所主催「Japan Road Show」(令和 6 年 8-9 月または令和 7 年 2 月(予定)) の時期と合わせて実施

- イ 訪問人数:県職員 1-2 名程度
- ウ 実施内容:
 - (ア) JNTO シドニー事務所主催「Japan Road Show」出展関連
 - ・同イベントの参加申込にあたり、本県のブースを申込・手配すること。
 - ・当日、会場に同行し、職員によるセールスをサポート及び通訳をすること。
 - ※JNTO シドニー事務所が「Japan Road Show」を開催しない場合は、代替案を提案すること(例:旅行会社を集めたランチミーティング等)

(イ) 旅行会社訪問

- ・現地の主要旅行会社5社以上の訪問を調整し、職員の訪問をサポート及び通訳をすること。
- ・各訪問先への土産として、県産品の菓子等(1個あたり2,000円程度)を手配する こと。

(ウ) その他

- ・原則全行程に同行し、通訳、旅程管理を行うこと。
- 全行程の運転手付き車両を手配すること(タクシーも可)。
- ・オーストラリア国内で使用する海外用 Wi-Fi ルーターを手配すること。メールの送受信、ネット検索に支障のない程度のものとし、ネットワーク使用料及び紛失・盗難保険料を含むものとする。
- ・県職員のオーストラリア往復航空券及びオーストラリア国内での宿泊の手配及び費 用は含まない。

5. 事業の進め方

請負事業者は、事業の実施にあたって、本県と密接な連携を保ちつつ作業を進めるものとし、各事業に着手をする際には両県に協議をしたうえで着手するものとする。また、業務の進め方等について、調整の必要や疑義が生じた場合についても、その都度十分に協議をした上で実施していくものとする。

6. 実施報告書の提出

事業が完了したときは、次の事項を含む事業実施報告書(A4判)を作成し、8. の履行期限までに、本県に提出すること。

- (1) 旅行業界向けマーケティング
 - 事業概要
 - ・セールスコール回数および訪問者リスト
 - ・セールスコールの様子(写真画像を含む)
 - ・旅行会社への働きかけの概要
 - 商品在庫レポート
 - その他マーケティング活動の実施結果
 - ・造成ツアー本数、造成ツアー送客数(見込みを含む)
 - 造成されたツアーの概要
 - 当事業で作成した資料等
 - その他県が指示したもの
- (2) メディア向けマーケティング
 - ・事業概要
 - ・メディアセールス回数および訪問者リスト
 - ・メディアセールスの様子(写真画像を含む)
 - メディアへの働きかけの概要
 - ・記事が掲載された媒体情報、露出された年月日、本数、媒体接触者または広告費換算額

- 記事の現物を記録したもの
- ・当事業で作成した資料等
- その他県が指示したもの
- (3) 現地マーケティング会社等招請
 - ・招請の概要、アンケート結果
- (4) 現地セールスコールの実施
 - ・セールスコール等の概要

7. 履行期限

令和7年3月14日(金)まで

8. 本事業の期待する効果

- (1) 旅行業界向けマーケティング
 - ・セールスコール 10社以上
 - ・造成ツア一数 2本以上
- (2) メディア向けマーケティング
 - ・メディアセールス 10媒体以上
 - •掲載本数 15本以上

9. その他

- (1)本事業に関する事項について、機密を厳守し、無断で他に漏らしたり、利用してはならない。
- (2) 本事業で取り扱うこととなる個人情報の管理は適切に行うこと。
- (3)請負事業者は、著作権、特許権、その他日本国又は外国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用する場合、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。
- (4) 事業履行の成果について生じた著作権、内容に関する著作権は、第三者から利用許諾を受けて使用するものを除き、本県に帰属するものとする。
- (5) 請負事業者は事業を履行するにあたり、第三者に損害を与えたときは、その損害の賠償を 行うものとする。
- (6) 本県と連絡調整を密に行うこと。作業内容及び本仕様書の内容に疑義が生じた場合は、その 都度県と協議の上、その指示に従って進めること。